

自然公園法と関連法制度(環境省所管)との関係性

法令名(制定年)	目的	地域指定の種別	自然公園との重複	自然公園行政との関係
自然環境保全法 (昭和47年)	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	(国指定) 原生自然環境保全地域 ・立入制限地区 自然環境保全地域 ・特別地区 ・野生動植物保護地区 ・海中特別地区 ・普通地区 (都道府県指定) 都道府県自然環境保全地域	重複しない	利用を前提とする自然公園制度とは相容れないため、地域指定にあたって自然公園区域から除外した事例がいくつかある。原生自然環境保全地域については、立入制限地区を設定することができるが、自然公園法においても立入を制限する地区を設定することができるようになったため、自然公園法との差異は少なくなっている。 なお、同法を根拠に実施している自然環境保全基礎調査の結果は、自然公園の保護管理に活用しているところ。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (大正7年、 平成14年全部改正)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資すること	(国指定) 国指定鳥獣保護区 ・特別保護地区 ・特別保護指定区域 (都道府県指定) 都道府県指定鳥獣保護区	重複することがある	国指定鳥獣保護区59地区のうち、19地区は国立公園区域と重複している。自然公園法では動物の捕獲を規制しているのは特別保護地区と特別地域(特別地域内においては、環境大臣が指定する動物のみ捕獲規制される)であり、鳥獣保護区を併せて指定することにより、自然公園の自然環境全般の保護効果を上げている。 なお、鳥獣保護法に基づき動物個体、卵等の捕獲許可を受けた場合は自然公園法の許可を不要とし、手続きを簡素化している。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	生息地等保護区 ・管理地区 ・監視地区	重複することがある	生息地等保護区8地区のうち1地区(北岳キタダケソウ生育地保護区、南アルプスNP)が国立公園区域と重複している状況で、直接の関わりは少ない。 国内希少野生動植物種62種のうち、約半数は国立・国定公園を生息・生育地としている。
動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年)	国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止すること	-	-	直接の関わりは少ないが、近年、自然公園区域内に飼育動物を持ち込もうとする公園利用者と、生態系保護を理由に持ち込み自粛を求める公園管理者との間でトラブルになる事例が増えている。自然公園法で公園利用に伴う飼育動物の持ち込みを規制しているのは利用調整地区のみである。
自然再生推進法 (平成13年)	自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること	(自然再生事業実施計画において、事業の対象区域を明示)	重複することがある	自然再生推進法に基づく自然再生事業が国立公園内にて行われる場合には、自然公園法に規定する公園事業のうち自然再生施設事業として位置づけることとしており、積極的な連携を図る。なお、法の施行から1年の現時点では、法に基づく協議会がいくつか立ち上がったばかりである、事業実施に至っていない。